

弁護士による臨時無料電話相談

女性の権利 110番

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別など、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。弁護士会ではこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。また、性的マイノリティーの方からの相談も受け付けます。お気軽に御相談ください。



2018年6月26日（火）午前10時～午後4時



043-224-6620

主催 千葉県弁護士会・日本弁護士連合会

後援 千葉県・千葉市

問合せ先：千葉県弁護士会

TEL 043-227-8431

相談時間は、お一人30分程度を目安としています。

12時～13時の間も相談できます。午前中、電話が繋がりにくい場合でも、午後は比較的空いている時間がございます。